

酪農学園大学外国人受入に関する取扱要領

1. 目 的

この取扱要領は、酪農学園大学外国人受入規程（2014年4月1日制定）に基づき、海外からの来訪者受入れに関する諸手続きを円滑に行うために必要な事項を定める。

2. 対 象

酪農学園大学外国人受入規程第3条（1）の規定に定める学術交流協定を締結している機関を通じた短期プログラムに基づく海外からの来訪者を対象とする。

3. 手 続

本学に受入を希望する場合、来日予定日の2カ月前までに「短期来訪者(海外)受入申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

4. 宿泊施設の経費負担

宿泊施設を利用する場合、別表「宿泊施設に係る経費負担」に基づき、経費を負担する。

（1）学園契約施設（こりんごハイツ契約4室）

滞在期間は、1ヶ月以上を条件とする。

- ①家賃（月額35,000円）
- ②施設使用料（月額10,000円）
- ③光熱水費等の実費

（2）学生寮（希望寮、清温寮）

- ①施設利用費（日額1,600円）
- ②食費（日額：2食400円）

但し、学園寮務課が定める上記事項に変更があった場合は、それに従うものとする。

5. 庶 務

この取扱要領の庶務は、エクステンションセンター国際交流課が行う。

5. 改 廃

この取扱要領の改廃は、エクステンションセンター委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

この取り扱いは、2016（平成28）年4月1日から施行する。

様式第1号

酪農学園大学短期来訪者(海外)受入申請書

年 月 日

酪農学園大学

エクステンションセンター所長 様

申請学群名

学群長氏名

㊟

申請代表者氏名

㊟

下記のとおり短期来訪者(海外)の受入を申請したいので、許可されるようお願い致します。

記

1. 受入申請期間 年 月 日から 年 月 日

2. 所属機関名称

3. 受入人数

4. 受入研究室

5. 参照文書(添付・後付)

様式第2号

酪農学園大学短期来訪者(海外)受入許可証

申請者氏名

上記のとおり、 年 月 日付申請書にて申請ありました短期来訪者(海外)受入について許可します。

年 月 日

酪農学園大学エクステンションセンター
所長 高橋 俊彦

別表 宿泊施設に係る経費負担

① 酪農学園契約施設（こりんごハイツ）

費用項目	家賃	施設利用料	光熱水料金、 貸布団代
金額(2016年度)	35,000円/月	10,000円/月	実費
①外国人招聘研究者※	酪農学園	酪農学園	利用者
②外国人招聘研究者を除く、 海外協定機関からの来訪者	酪農学園	利用者	利用者
③その他	利用者	利用者	利用者

※外国人招聘研究者とは、酪農学園大学が海外の学術交流協定機関を対象に実施する「酪農学園大学招聘研究者受入事業」に採用され、本学に滞在する者。

② 酪農学園学生寮

費用項目	家賃	施設利用料	光熱水料金、 貸布団代
金額(2016年度)	1,600円/日		実費
① 外国人招聘研究者※	対象外		
②外国人招聘研究者を除く、 海外協定機関からの来訪者	利用者	利用者	利用者
③その他	利用者	利用者	利用者